

公害診療報酬の請求について

公害診療報酬事務につきまして、ご協力をいただきありがとうございます。
公害診療報酬の請求の際には、下記の点をご参照ください。

1. 公害診療報酬の算定方法

認定疾病の診療に要した費用のみをご請求ください。
同封の公害疾患特掲診療費をご参照下さい。(医科)
また診療報酬の額の算定は、一般の医科点数表により算定してください。
(後期高齢者関連の医科点数は算定できません)

1点あたり

- | | | |
|--------------------------------------|---|-----|
| ① 薬剤料・特定保険医療材料料及び放射線粒子
・酸素その他の材料費 | … | 10円 |
| ② その他手技料等(外来) | … | 15円 |
| ③ // (入院) | … | 12円 |

2. 請求方法

患者の診療内容が記載された『公害診療報酬明細書』を診療月ごとにまとめ、
『公害診療報酬請求書』を診療月ごとに添付し、請求してください。

3. 請求先

〒110-0015
台東区東上野4-22-8
台東保健所 保健予防課 予防担当(公害)

4. 提出期限・支払方法

毎月10日締切り(11日以降のものについては、翌月の処理)
公害診療報酬審査会において審査後、支払金額が確定します。
確定した金額は、提出の翌月10日頃に指定の口座に振込処理いたします。

5. その他

- ◎ ご請求の際に、同封の新規届をご記入の上、ご返送ください。
- ◎ 振込口座に信用金庫、信用組合をご利用の場合は、振込処理できないことがありますので、お手数ですがお問合せください。
- ◎ 新規届の内容に変更がある場合は異動届の提出が必要になります。お手数ですがご連絡ください。